

## 安全データーシート (SDS)

### 1. 化学品及び会社情報

製品名 リキッドバッファーエアゾール  
会社名 株式会社MonotaRO  
所在地 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階  
担当者名 商品お問合せ窓口  
電話番号 0120-443-509  
FAX番号 0120-289-888  
緊急連絡先 所在地と同じ  
整理番号 M251224  
推奨用途 自動車タイヤのバランス接着前の脱脂、古い接着剤の剥離及び洗浄  
使用制限 工業用途のみ使用。  
作成・改定 平成 20 年 07 月 17 日 (作成) ／令和07年08月06日 (改定)

### 2. 危険有害性の要約

#### G H S 分類

物理化学的危険性	爆発物	分類対象外
	可燃性ガス	分類対象外
	エアゾール	区分 1
	酸化性ガス	分類対象外
	高压ガス	区分外
	引火性液体	分類対象外(内容原液区分 3)
	可燃性ガス	分類対象外
	可燃性固体	分類対象外
	自己反応性化学品	分類対象外
	自然発火性ガス	分類対象外
	自然発火性液体	区分外
	自然発火性固体	分類対象外
	自己発熱性化学品	区分外
	水反応可燃性化学品	分類対象外
	酸化性液体	区分外
	酸化性固体	分類対象外
	有機過酸化物	分類対象外
	金属腐食性化学品	分類できない
	鈍性化爆発物	分類対象外
健康に対する有害性	急性毒性 (経口)	分類できない
	急性毒性 (経皮)	分類できない
	急性毒性 (吸入 : ガス)	分類できない
	急性毒性 (吸入 : 蒸気)	分類できない
	急性毒性 (吸入 : 粉じん)	分類対象外
	急性毒性 (吸入 : ミスト)	分類できない
	皮膚腐食性／刺激性	区分 2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2/2A
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	区分 1B
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 2 (神経系、肝臓、腎臓) 区分 3 (気道刺激、麻酔作用)

特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分 1（中枢神経系、呼吸器）分類できない
誤えん有害性	
環境に対する有害性	区分 2
水生環境有害性 短期（急性）	区分 2
水生環境有害性 長期（慢性）	分類できない
オゾン層への有害性	

絵表示又はシンボル：



注意喚起語：

危険

危険有害性情報：

- H222 極めて可燃性の高いエアゾール
- H229 高圧容器：熱すると破裂のおそれ
- H315 皮膚刺激
- H320 強い眼刺激
- H350 発がんのおそれ
- H371 神経系、腎臓、肝臓の障害のおそれ
- H335 呼吸器への刺激のおそれ
- H336 眠気又はめまいのおそれ
- H372 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器の障害
- H401 水生生物に毒性
- H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き：

#### 【一般】

- P101 医学的な助言が必要なときには、製品容器やラベルを持っていくこと。
- P102 子供の手の届かないところに置くこと。
- P103 使用前にラベルをよく読むこと。

#### 【安全対策】

- P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- P210 熱/火花/裸火/高温などの着火源から遠ざけること。—禁煙。
- P211 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。
- P251 使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。
- P260 ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- P264 取扱い後は汚染個所をよく洗うこと。
- P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- P271 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- P273 環境への放出を避けること。
- P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

#### 【応急措置】

- P302+P352 皮膚に付着した場合は、多量の水で洗うこと。
- P303+P361+P353 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
- P304+P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- P305+P351+P338 眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- P308+P313 ばく露又はばばく露の懸念がある場合：医師の診断/手当を受けること。
- P312 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- P332+P313 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当を受けること。
- P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- P337+P313 眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当を受けること。
- P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

- P370+P378 火災の場合：指定された消火剤を使用すること。

**【保管】**

- P403+P233 換気の良い場所で保管すること。 容器を密閉しておくこと。
- P405 施錠して保管すること。
- P410+P412 日光から遮断し、40°C以上の温度にばく露しないこと。

**【廃棄】**

- P501 内容物／容器を国際、国、都道府県、又は市町村の規則に従って廃棄すること。

**3. 組成及び成分情報**

单一製品・混合物の区別 : 混合物

成分及び含有量：

成分名	含有量(%)	CAS No.	化審法番号
石油ナフサ	70-80	64742-95-6	9-2578
1, 2, 3-トリメチルベンゼン	2. 4	526-73-8	3-7;3-3427
芳香族炭化水素	1-5	64742-95-6	9-1691;9-1698;9-1700;9-2578
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	34. 7	95-63-6	3-7;3-3427
n-プロピルベンゼン	1-5	103-65-1	3-21
キシレン(異性体混合物)	<1	1330-20-7	3-3;3-60
エチルトルエン	20-30	25550-14-5	3-15
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	6. 3	108-67-8	3-7;3-3427
クメン	<1	98-82-8	3-22
LPG	20-30	68131-75-9	9-1697
イソブタン	1-10	75-28-5	2-4
n-ブタン	1-10	106-97-8	2-4
プロパン	10-20	74-98-6	2-3

**4. 応急措置**

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
医師の診断、手当を受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 皮膚を速やかに洗浄すること。  
医師の診断、手当を受けること。  
汚染された衣服を脱ぎ、再使用する前に洗濯すること。
- 眼に入った場合 : 水で 15 分以上注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外すこと。  
その後も洗眼を続けること。  
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当を受けること。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせず、口を水ですすぐこと。直ちに医師の診断、手当を受けること。
- 予想される急性症状 : 眼に付着した場合、直ちに洗眼しないと失明の危険がある。
- 及び遅発性症状 : 皮膚に付着した場合、直ちに洗浄しないと皮膚炎を引き起こす危険がある。
- 最も重要な兆候及び症状 : 知見なし。
- 応急処置をする者の保護 : 知見なし。
- 医師に対する特別な注意事項 : 知見なし

**5. 火災時の措置**

消火剤 小火災： 二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤  
大火災： 散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤

使ってはならない消火剤 : 棒状注水

- 特有の危険有害性 : 極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。  
火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。  
加熱により蒸気が空気と爆発性混合気を生成するおそれがある。  
屋内、屋外又は下水溝で爆発の危険がある。

- ・加熱により容器が爆発するおそれがある。
- ・燃焼により大量の黒煙を発生する。
- ・引火点が極めて低い：消火の効果がないおそれがある場合は散水する。
- ・危険でなければ火災区域から容器を移動する。
- ・移動不可能な場合、容器及び周囲の設備などに散水して冷却する。
- ・消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。
- ・大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。
- これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。
- ・消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- ・消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、  
保護具及び緊急時措置
- ：保護具及び緊急漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしないこと。
  - ・直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離すること。
  - ・関係者以外の立入りを禁止すること。
  - ・作業者は適切な保護具（8. ばく露防止及び保護措置の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸引を避けること。
  - ・漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用すること。
  - ・適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れないこと。
  - ・少量の場合はウエス等で拭き取ること。
  - ・多量の場合は、土砂等で流れを止め、出来る限り回収し、残分はウエス等で拭き取ること。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- ：眼、皮膚及び作業者との接触を避ける。スプレー状で使用する時は、風上に立って作業する。取扱い後は、手洗い洗顔を十分に行うこと。
- 保管
- ・子供の手の届かないところに施錠して保管すること。
  - ・エアゾール保護キャップをして保管すること。
  - ・直射日光の当る所、温度が 40°C以上又は 0°C以下の所、水のかかる所、湿気の多い所は避けること。
  - ・車載保管しないこと。

## 8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度
- ： 設定されていない（キシレン：50ppm）
- 許容濃度
- ： 設定されていない（日本産業衛生学会勧告値（トリメチルベンゼン：25ppm (120mg /m<sup>3</sup>)）
- 設備対策
- ・屋内で室内で取り扱う場合は局所排気装置を設置する。
  - ・防爆の電気・換気・照明機器を使用し、静電気放電の予防措置を講ずること。
  - ・取り扱い場所近くに安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示すること。
- 保護具
- 呼吸器の保護具
  - ： 有機ガス用防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器
  - 手の保護具
  - ： 溶剤不浸透性の耐油性保護手袋
  - 眼の保護具
  - ： ゴーグル型保護眼鏡、防災面
  - 皮膚及び身体の保護具
  - ： 溶剤不浸透性の保護長靴、保護服、保護前掛け等を使用

## 9. 物理的及び化学的性質

- 外観・臭気
- ： 透明液体で石油臭を有する。
- pH
- ： データなし
- 粘度 (25°C)
- ： データなし
- 沸点
- ： (プロパン) -42°C / (内容原液) 150~190°C
- 引火点
- ： (プロパン) -104°C / (内容原液) 46°C
- 密度 (25°C)
- ： 0.73~0.77 g / cm<sup>3</sup>
- 溶解性 (水)
- ： 不溶

## 10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の状態では、熱、光、衝撃に対して安定である。40°C以上で缶破裂の危険性がある。  
反応性 : 他のものと接触が無ければ通常の状態では、危険な反応はない。酸化剤との接触で爆発を起こす恐れがある。  
避けるべき材質 : 知見なし

## 11. 有害性情報

急性毒性 : データなし  
皮膚腐食性／刺激性 : データなし  
眼に対する重篤な損傷/刺激性 : データなし  
呼吸器感作性又は皮膚感作性 : 呼吸器: データなし  
皮膚: データなし  
生殖細胞変異原性 : データなし  
発がん性 : データなし  
生殖毒性 : データなし  
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : データなし  
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) : データなし  
誤えん有害性 : データなし

## 12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期 (急性) : データなし  
水生環境有害性 長期 (慢性) : データなし  
オゾン層への有害性 : データなし

## 13. 廃棄上の注意

内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務を委託すること。  
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険、有害性を十分告知の上処理を委託すること。

## 14. 輸送上の注意

国連番号 : 1950  
品名 : エアゾール  
指針番号 : 126

注意事項 : 取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。

容器漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

国内規制 :

陸上輸送 : 消防法、労安法等に定められている運送方法に従うこと。  
海上輸送 : 船舶安全法に定められている運送方法に従うこと。  
航空輸送 : 航空法に定められている運送方法に従うこと。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称表示対象物(法第 57 条、施行令第 18 条)

石油ナフサ；キシレン；トリメチルベンゼン；ブタン；\*プロピルベンゼン (\*令和8年4月1日施行)

名称通知対象物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2)

石油ナフサ；キシレン；クメン；トリメチルベンゼン；ブタン；\*プロピルベンゼン (\*令和8年4月1日施行)

別表第 1 危険物 (第 1 条、第 6 条、第 15 条関係)

危険物・引火性の物 (30°C <= 引火点 < 65°C)

危険物・可燃性のガス (令別表第 1 第 5 号)

第 3 種有機溶剤等 (施行令別表第 6 の 2・有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 5 号)

皮膚等障害化学物質 (労安衛規則第 594 条の 2) : キシレン

消防法 : 第4類 引火性液体第2石油類 危険等級 III (指定数量1,000L)

毒物及び劇物取締法 : 該当なし

PRTR法 : 第1種指定化学物質 No.691 トリメチルベンゼン 43.4%

## 16. その他の情報

主な引用文献 :

1. 各原料メーカーの MSDS 、 SDS

2. 安全衛生情報センターMSDS、 SDS

3. JIS Z 7252、 JIS Z 7253

4. その他法規

記載内容の取扱い : 記載内容は、現時点入手できる資料、情報、データに基づいて作成していますが、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合は、新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。